

## 羽曳野市農業委員会会議傍聴要領

制 定 令和4年11月7日

(趣旨)

第1条 この要領は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第32条及び羽曳野市農業委員会会議規程(平成27年3月12日規程第1号)第18条に定めるもののほか会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、許可申請等受付期間の最終日の翌日(翌日が閉庁日の場合は、その後の開庁日)から、会議の前日(前日が閉庁日の場合は、その前の開庁日)までに会議傍聴許可願(様式第1号)を議長に提出するものとする。

2 傍聴人は、定められた傍聴席以外に入ってはならない。

(傍聴人の定数)

第3条 傍聴人の定数は、6名とする。

2 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって、議長が認める者は、会議を傍聴することができる。

(傍聴席に入ってはならない者)

第4条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に定める者のほか、議長が、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす等、会議場の秩序を保持するために支障があると認めた者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議場における言論に対して、可否を表明しないこと。

(2) 拍手、哄笑、放談等、騒ぎたてることをしないこと。

(3) 会議場に立ち入らないこと。

(4) 示威的な行為をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は会議場の秩序を乱すような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音の禁止)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。

ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議長の指示)

第 7 条 傍聴人は全て議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長は、それを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人への配付資料)

第 9 条 傍聴人へ配付する資料は、会議に係る議案書とする。

## 附 則

この要領は、令和 4 年 1 1 月 7 日から施行する。